

見舞金制度の Q&A

Q 具体的にどのような犯罪行為が対象となりますか？

A 日本国内および国外の日本船舶・日本航空機内で行われた、人の生命・身体を害する、刑法等に規定する犯罪で、主なものとして殺人、強盗致傷、傷害、不同意わいせつなどが該当し、空き巣や特殊詐欺などの財産のみの犯罪被害は対象となりません。

Q 交通事故による被害は、見舞金給付の対象となりますか？

A この制度は故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故の被害は給付の対象となりませんが、危険運転致死傷罪は対象となります。
なお、過失による交通事故の被害には、自動車損害賠償保障法が適用されることとなります。

Q 犯罪行為の事実はどのように確認するのですか？

A 申請者の同意に基づき、必要に応じて、事件捜査を担当する警察署等に犯罪行為の認知に関する照会を行い、確認します。

Q 犯罪被害に遭った者が一宮市民であれば、見舞金給付の対象となりますか？

A 犯罪被害に遭われた方や、そのご遺族で、実際に給付を受けようとする方が、犯罪が行われたときに一宮市民であった場合に、給付の対象となります。

遺族見舞金であれば被害者の第1順位のご遺族が一宮市民であること、重傷病・精神療養見舞金であれば被害者ご本人が一宮市民であることが条件となり、犯罪被害の後に市外へ転出した場合でも見舞金給付の対象となります。

なお、犯罪被害に遭った場所が一宮市内であるかどうかは問いません。

Q 重傷病見舞金を受け取った被害者が、当該犯罪行為を原因として死亡した場合、同一世帯の遺族に遺族見舞金は給付されますか？

A 見舞金の給付対象者が同一世帯において複数いる場合や、同じ方が複数の給付を受けることになる場合は、給付金額の上限は30万円となります。

すでに受け取った見舞金額が上記の上限に達していない場合は、遺族見舞金が給付されます。

Q 代理の申請は可能ですか？

A 申請者となる第1順位のご遺族や犯罪被害者の方が、未成年者である、意識不明の状態であるなど、やむを得ない理由により申請手続きができない場合は、親族等による代理申請が可能です。ただし、見舞金の支給先（振込先口座の名義）は申請者本人のものに限られます。